

一般競争入札

(特別) 児童扶養手当システム機器賃貸借 一式

入 札 説 明 書

福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）及び（特別）児童扶養手当システム機器賃貸借に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する（特別）児童扶養手当システム機器賃貸借に関し、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

１ 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

２ 入札に関する事項

- (1) 件名及び数量 （特別）児童扶養手当システム機器賃貸借 一式
- (2) システムの仕様等 別紙（特別）児童扶養手当システム機器賃貸借仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間 令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで
- (4) 納入場所 福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課（福島県福島市杉妻町２番１６号）

３ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第１６７条の４第１項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に該当しない者であること。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 過去３年間に於いて、都道府県、政令指定都市又は中核市において本入札の仕様に合致した又はこれと同等の機器賃貸借について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

４ 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式１。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、５の(2)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

ア 納税証明書（未納の税額がないことの証明（法人税、消費税、地方消費税）その３の３）所管の税務署において、提出日から３か月以内に発行されたもの。

イ 納税証明書（一般）

福島県税が課税されている場合、地方振興局において提出日から3か月以内に発行されたもの。

ウ 業務履行実績調書（様式任意）

本公告に示した仕様と同等の機器賃貸借に関する過去2年間の実績を証明するもの（契約書の写し及び発注機関が発行した実績証明等、発注機関・業務内容・業務期間・契約金額等が明示されているもの。）

なお、5の(2)に示す提出期限までに当該申請を行わなかったときは、入札参加資格が与えられないので十分に注意すること。

また、入札参加資格の確認結果については郵送により通知するため、確認申請書に送付先等を記入し、110円切手を貼付した長3封筒を1枚添えること。

- (2) 入札参加資格確認結果通知書を郵便により送付するので確認すること。

（発送予定日 令和8年10月19日（月））

- (3) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

機 関 名 福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課

電話番号 024-521-7176

FAX 024-521-7747

- (2) 確認申請書の提出期間、方法及び場所

ア 提出期間

令和8年9月28日（月）から令和8年10月13日（火）まで（土、日曜日及び国民の祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで

イ 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年10月13日（火）午後5時必着とする。

ウ 提出場所

郵便番号 960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課

電話 024-521-7176

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和8年10月26日（月）午後2時00分

場 所 福島県自治会館8階 804会議室（福島市中町8番2号）

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式2）に必要とする事項を記載し、上記5の(3)に示す提出

日時及び場所へ持参すること。なお、郵送による入札は、不可とする。

- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書の写し

イ 委任状（様式3） 代理人が出席し、入札する場合

- (3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札金額は、賃貸借物品の本体価格、輸送費、導入時のシステム環境整備費用のほか、仕様書に定める経費等、納入、撤去に要する一切の諸経費等契約期間における賃借料の総額を見積もること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、5の(3)に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限り。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号（別記1）に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第249条第1項各号（別記2）のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

入札に参加を希望する者は、5の(2)に掲げる期日までに、「入札保証金納付等について」（様式6）を5の(2)に示す場所に提出すること。かつ、入札保証金納付の免除を申請する者は、これと併せて、以下の書類を5の(2)に示す場所に提出すること。なお、入札保証保険適用による免除申請者は別途開札日までに入札保証保険証券を提出すること。（原本は返却しないので留意すること。）

ア 入札保証金納付免除申請書（様式5）

イ 履行実績証明書（様式7。4(1)のウの任意様式とは別である。）

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条（別記3）の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

なお、納付した入札保証金の領収書を提示して確認を受けること。

- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札日に提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式4）により、保健福祉部こども未来局児童家庭課に説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和8年10月13日（火）正午

イ 提出方法：電子メールによる（送信後は、必ず電話で受信確認をとること）

ウ 回答日：令和8年10月15日（木）まで随時

提出された質問書に対する回答は、福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課ホームページに掲載する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場することができない。ただし、発注者

が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号（別記1）に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記4）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条（別記5）の定めるところによる。

16 契約書の作成

- (1) 賃貸借契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から賃貸借期間の初日（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日）までに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項（別記6）の規定により両者が契約書に記名押印したときとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

18 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

19 その他

この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。

20 当該契約に関する事務を担当する課

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

機 関 名 福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課

電 話 024-521-7176

FAX 024-521-7747

電子メール jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp

福島県財務規則（抜粋）

別記 1

（担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等）

第169条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 福島県債証券 額面全額
- （2） 国債証券 額面全額の10分の8
- （3） 地方債証券（福島県債証券を除く。） 額面全額の10分の8
- （4） 特別の法律により法人の発行する債券 時価の10分の8
- （5） 知事が確実であると認める社債券 時価の10分の8

2 から 3 まで （略）

別記 2

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約締結しているとき。
- （2） 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- （3）、（4） （略）

2 （略）

別記 3

（入札保証金の納付等）

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその

者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

別記4

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5)から(18)まで (略)

- 2 (略)

別記5

(契約保証金の納付等)

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

地方自治法（抜粋）

別記 6

（契約の締結）

第 234 条 （1）から（4）まで （略）

- （5） 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

（6） （略）

様式 1

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 8 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

(〒)

住 所

(ふりがな)

商 号 又 は 名 称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号 ()

F A X 番 号 ()

(作成担当者職・氏名)

令和 8 年 9 月 2 8 日付けで公告のありました（特別）児童扶養手当システム機器賃貸借に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、下記 1 に掲げる資格要件に全て該当する者であること、かつ、この申請書の記載事項及び下記 2 の添付書類の内容について、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後にこの入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第 1 項各号に該当しない者であること。
- (5) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 過去 3 年間に於いて、都道府県、政令指定都市又は中核市において本入札の仕様に合致した又はこれと同等の機器賃貸借等について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

2 添付書類

- (1) 納税証明書 {未納の税額のないことの証明（法人税、消費税、地方消費税）その 3 の 3}
所管の税務署において、提出日から 3 か月以内に発行されたもの。
- (2) 納税証明書（一般）
福島県税が課税されている場合、地方振興局において提出日から 3 か月以内に発行されたもの。

(3) 業務履行実績調書（様式任意）

3 入札保証金（該当する番号に○印を付すこと。）

(1) 納入通知書により現金を納付する。（支払予定額： 円）

(2) 福島県財務規則第 169 条の規定による有価証券を提出する。

(3) 入札保証金納付免除を申請する。

※ 長 3 封筒を 1 枚同封すること。（封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、一般競争入札参加資格
確認結果通知書の送付先の宛名等を記入すること。）

様式 2

入　　札　　書（見積書）

金 額 (税抜)	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名及び数量 (特別) 児童扶養手当システム機器賃貸借 一式

賃貸借期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和8年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職・氏名
(代理人 氏名

印
印)

福島県知事 内堀 雅雄

- 注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
- 2 入札書として使用する際は、見積書を二重線で消し込むこと。(見積書として使用する際は、入札書を二重線で消し込むこと。)
- 3 再度入札(見積)の場合は、入札(見積)書の前に「再」と記入すること。
- 4 代理人をして入札する場合は、代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

様式 3

委 任 状

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

令和 8 年 1 0 月 2 6 日に執行される（特別）児童扶養手当システム機器賃貸借の入札及び見積並びに開札の立会いに関する一切の権限。

令和 8 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所

氏 名

印

福島県知事 内堀 雅雄

様式 4

一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書

令和 8 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

入札参加者 住 所
 商号又は名称
 代表者職・氏名

電 話 番 号 (— —)
F A X 番 号 (— —)
担当者職・氏名

公 告 日	令和 8 年 9 月 2 8 日付け公告
件名及び数量	(特別) 児童扶養手当システム機器賃貸借 一式
質問事項	
回答事項	

入札保証金納付免除申請書

令和 8 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名
(代理人 氏名

印
印)

(特別) 児童扶養手当システム機器賃貸借に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されるよう、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面 (保険証券)
- 2 入札参加者が、過去 2 年間に官公署とその種類及び規則をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行 (契約履行中のものは含まない。) したことを証する履行実績証明書 (様式 7。ただし、自治体が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写を添付することができる。)

注) 添付書類により 1 又は 2 に○印を付すこと。

入札保証金納付等について

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

今般の（特別）児童扶養手当システム機器賃貸借に係る一般競争入札の入札保証金の納付等の方法については下記のとおりです。（右欄に○印をつける。）

A 納付〔福島県財務規則第 2 4 8 条〕	
A－1 現金	
A－2 小切手（指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）	
B 担保の提出〔福島県財務規則第 2 4 8 条〕 （第 1 6 9 条第 1 項各号に規定する有価証券）	
C 全部又は一部を減免〔福島県財務規則第 2 4 9 条第 1 項第 1 号〕	
C－1 入札保証保険契約の締結（保険証券の提出）	
C－2 当該資格を有するものであって過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをほぼすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。	

※C－1 及び C－2 の場合には、入札保証金納付免除申請書（様式 5）を提出すること。

（注）なお、この様式 6 は、入札事務を円滑に進めるためにあらかじめ納付等の意向について提出していただくものであり、入札参加資格が有ると認められた場合にのみ有効となります。

履行実績証明書

	実績①	実績②	実績③
発注機関			
件名			
履行場所			
契約年月日			
契約金額			

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

証明者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

注) 履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- 1 自治体が発行した契約の場合：契約書の写
契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類
- 2 実績は県内外、本・支店の別を問わない。